

第 4 回 世 田 谷 区 農 業 委 員 会 総 会

日：平成29年11月30日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎 4 階会議室

第4回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成29年11月30日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：三田日出男

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航

午後 2 時55分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻時間前でございますが、皆様おそろいのようにございますので、始めさせていただきたいと思えます。ただいまより第 4 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は三田日出男委員が欠席でございますが、過半数の出席を得ておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

本日の署名委員ですが、上野博委員と佐藤治雄委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第 1 号議案がございます。農地法第 3 条に基づく許可申請についてを 1 件上程いたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。第 1 号議案農地法第 3 条に基づく許可申請について、本日ご審議をよろしく願います。

今期の農業委員の皆様につきましては初めての案件でございますので、まずは根拠条文、根拠となるものの部分についてご説明させていただいた後に本題に入らせていただければと思いますので、ご協力をよろしく願います。

それではまず、本題に入る前に、ページをおめくりいただきまして、14ページをご覧くださいと思います。農地法第 3 条の許可申請は、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合に必要となるものでございます。今期の農業委員の皆様におかれましては初めての案件でございますので、根拠法令を説明させていただいた後に、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、14ページ、農地法第 3 条では、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令 これは後ほどご説明させていただきます農地法施行令のことでございます で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められています。つまり、農業委員の皆様にご審議いただいた上で許可を出すという規定でございます。

それに基づきまして、15ページ、真ん中の下線部、2 をご覧くださいと思います。
前項 第 1 項の農地法 3 条の許可につきましては、次の各号のいずれかに該当する場合

には、許可することができない、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令 農地法施行令で定める相当の事由がaときは、この限りでない。つまり、一から七の7つの項目に該当する場合は許可することができます。こちらの一から七につきましては、13ページに表にまとめたものがございますので、後ほどご説明いたします。

続きまして、17ページ、農地法施行令の抜粋でございます。

左上の部分、今申し上げた農地法第3条に基づく農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外がこちらの第2条に定められています。その第2条の中で、今回該当となる部分が18ページの3、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件です。世田谷区においては、下限面積を30aと定めております。つまり、権利取得後の農地面積が30a、3000㎡以上に達していなければ許可できないとなっている中で、例外として、一、「権利取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること。」この集約的という部分についての補足説明をさせていただきますと、例えば1種類の農作物を2回転させる等して、所有面積ではなくて作付面積が30a、3000㎡以上あれば許可該当になることをうたっています。具体的に申し上げますと、例えば所有農地面積が1000㎡、2000㎡しかない、つまり3000㎡未満、ただ、農業者が作物を2回転させる、3回転させるというところで実質的に3000㎡以上の耕作が認められれば、許可できるとされています。

今申し上げた農地法施行令の第2条第3項第1号の部分をもとに、本日、皆様にご審議いただきたいと思っております。

次に、13ページ、A3の表をご覧くださいと思います。今、条文を申し上げました農地法第3条の規定による許可申請の調査書でございます。調査いただいた佐藤治雄委員から後ほどご報告いただくこととなりますが、まずは、こちらの調査書の表の見方についてご説明をさせていただければと思っております。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件から第7号の地域との調和要件、先程申し上げました一から七の項目が要約されております。

まず、この要件に基づきまして佐藤治雄委員に調査していただいた結果が、該当の有無の欄に 印で記載されています。上に矢印で書かれておりますけれども、以下の各号に該当する場合、つまり有の場合については、不許可相当になるというような見方をさせていただければと思っております。

次に、その右の該当有の場合だったとしても但書いずれかに該当すれば許可相当になります。これが、先程の農地法施行令の部分に該当するものと思っていただければと思いま

す。つまり、該当の有無が「有」で不許可相当であったとしても、その右側の該当有の但書ということで、四角の枠の項目に1つでも該当していれば許可相当になるという形でこの表をご覧くださいと思います。四角の枠の右側の令とは農地法施行令のことです。

こちらをもとにご審議をお願いします。

それでは冒頭のページにお戻りいただければと思います。資料No.1でございます。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号29-3-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 13ページの表をご覧くださいになっていただきながらお聞きいただくと分かりやすいかと思います。

佐藤(治)委員 それでは、報告をいたします。

11月24日に事務局2名と調査をしてまいりました。お父様である さんから さんへ農地の所有権を移すために申請があったものでございます。対象農地は隣り合った2筆で、現在は栗の木と梅の木が植わっております。これは大変きれいな樹園地でした。最高の樹園地でした。

農基法第3条許可の審査項目について、調査書に基づき以下でご報告をいたします。項目に1つでも該当するものがあれば不許可となります。

まず、第1号、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上3件については該当いたしません。次に、第4号、常時従事要件は、権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上でなければならないというのですが、 さんの従事日数は 日ですので、十分に認められます。第5号につきましては後ほど申し上げます。第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、または第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当はいたしません。

最後に、戻りまして第5号、権利取得後の農地面積が30aに達しない場合は不許可とな

ります。今回の申請によれば、農地面積は資料No.1、5ページのとおり aのため、下限面積を下回っております。ただ、調査書にお戻りいただきまして、第5号要件の右側、農地法施行令第2条第3項第1号に、耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合は例外的に許可相当となります。今回、 さんから作付計画の提出があり、調査時には栗や梅を減らして、かわりに野菜を栽培し、数種類の野菜については複数回栽培することで実質30a以上の作付を確保する予定だと伺っておりますので、この例外に該当するものと判断をいたしました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はなく、農地法第5条が4件となっております。それでは、事務局から説明願います。

事務局 事務局から報告させていただきます。

お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第2号議案農地法に基づく転用届出等について。

第5条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-26。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-27。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-28。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-29。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 とは、前もあったんですけれども、届け出なしに畑に建物か何かを建ててしまっ、その後それを壊してというパターンですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

高橋(良)委員 一時的に更地になった状況なので、畑になったと言わざるを得ないからとりあえずやったということですね。分かりました。

高橋会長 ほかはよろしいですか。それでは、第2号議案は終了といたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料No.3-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、ご報告させていただきます。

当日、11月22日、事務局2名と私とで伺いました。相続人は さんですが、高齢であるため さんも一生懸命やっておられました。畑を見させていただきましたところ、ブロッコリー、ニンジン、白菜、大根、タカナ、ミカン、そしてあと、ジャガイモとエダマメはもう終わっていましたが、キャベツとか里芋、タマネギ、ネギ、自分の家で無人販売をしておられるということで、少数多品目ということでいろんな種類を作っておられました。畑は雑草が生えている部分もあったんですけれども、一生懸命やっておられるかなと感じてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目に入りますが、この件は農業委員である 委員本人からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

[委員 退席]

高橋会長 それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中宏和委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 11月22日に事務局2名と私、計3名で調査に行ってきました。農業委員の方の畑なので、とてもすばらしくきれいになさっていました。現在、畑の約半分をミカンとナツミカン、そのほかが野菜で、里芋、サツマイモ、ネギをととてもきれいに作っております。今後はレモンを増やしていきたいとのことです。肥培管理はとてもすばらしい状況でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

委員に戻っていただくようお願いいたします。

〔 委員 着席 〕

高橋会長 では、3、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、3件目について説明させていただければと思いますが、3件目、4件目、資料No.3 - 3、No.3 - 4につきましては、被相続人が同一で相続人が被相続人に対する 及び であるため、事務局でまず続けて説明させていただきたいと思っております。調査結果の報告につきましても、調査いただきました佐藤治雄委員に続けて行っていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

それではまず、3件目からご説明をさせていただきます。資料No.3 - 3です。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3 - 4でございます。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤（治）委員 11月24日に事務局2人と行ってまいりました。 さんのところはさんとさんとさんの3人で仕事をしておりまして、ここは野菜ではなくて、切り花と鉢花なんです。ピオラとかニチニチソウとかパンジーとかそういうものをいろいろ作っております。そして、出荷は、のファーマーズと市場に出しております。あと、ユリとか菊、そういう切り花もやっております、切り花はファーマーズだけに出荷しているということでございます。ハウスも何棟もありましたし、市場出荷をしているぐらいですから、きちっと管理をされた圃場でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 さんというのは さんの ということですか。

佐藤（治）委員 ということですか。

高橋会長 ほかにございませんか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

す。

まずは、3件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

次に、4件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、3件目、4件目ともに証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、よろしく願いいたします。

佐藤(治)委員 それでは、報告いたします。

主にやっているのは、　　さんで、ニンジン、ブロッコリー、キャベツ、そのほかいろんな野菜がございます。そして、ハウスも5棟ぐらいありました。その中で、コマツナだとかハウレンソウだとか、そういうものをやっておりました。出荷は、ファーマーズへ全部出荷をしておりました。直売部会の前部会長ですから、畑の方は、私が農地パトロールをした中では一番きれいな畑です。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件について意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧くださいと思います。第3号議案引

き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 事務局2人と11月20日に現地を見させていただきました。道を挟んで何筆かに分かれているような形なんですけれども、もともとは、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、
さんは
をやっていた方です。畑の方は、ツツジ、植木、あと、それを分けて、大根、コマツナ、里芋をやられているところがありまして、もう1カ所のところはミカンが植わっておりました。雑草その他は多少あるかなというところではあります。許せる範囲かなということで、あと、野菜関係は庭先で売っているのと、ツツジにつきましては、ほかの自治体が公園を作るときに買いに来られると。今年は結構、かなりの本数で持っていかれたそうです。普段の年はぼつぼつだというようなことです。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 持ち分のことでお伺いしたいんですけれども、分の
について納税猶予適用で、分の
は
さんが持っているということですが、全体でやっているんですか。どこか1カ所じゃなくて、全体の分の
分の
と
分の
という分け方なんですか。

事務局 今回申請のあった畑については、
さんと
さんがそれぞれ持ち分
分の
と
分の
での共有となります。

高橋会長 ほかにございますでしょうか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、7件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧くださいければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎（義）委員 11月20日に事務局2人、計3人で行ってまいりまして、相続人のさんにお会いいたしました。皆さんご存じだと思うんですが、さんは農業委員をやっていた方で、間違いなく境界線もしっかりできていますし、畑になっております。今現在は、里芋とか大根とか白菜、ブロッコリー等がきちっと植えられていまして、販売はファーマーズに出荷しているのと自宅の直売でやるということです。平日はさんがしっかりやっけていまして、肥培管理は全く問題ございません。やっぱり農業委員をやっていただけ、きちっとできております。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 それでは、証明書を発行することといたします。

次に、8件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-8をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

11月22日、事務局2名と私、3名で現地調査をやってまいりました。相続人でございますさんは高齢で、ましてやこのところ寒い日も続いていますので、畑の方はさんが一生懸命やっておられました。そして、作っているものは、登記地目上、と書いてあるところでタケノコを収穫しています。ほかの3カ所の野菜畑につきましては非常にしっかりと管理されておりました。そして、作付なんですけれども、ピーマンとかキャベツ、カブ、コマツナ、エシャレット、大根、ホウレンソウ、いろんな品物を作っておられまし

て、自分の家での無人販売と、ファーマーズマーケットへの出荷ということで、本人も一生懸命やっておられますので、これからもまた期待できる場所であると思っております。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後に、9件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-9をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 11月20日、事務局2人と行ってまいりまして、会ったのは さんです。世田谷では珍しく、ハウス2棟でイチゴの栽培をしまして、かなり手の込んだ非常にすばらしいイチゴのハウスでした。そのほかには、花壇苗、切り花、ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリー、そういうベリー類を作っていて、販売はファーマーズマーケット、あと生協にも少し卸しているみたいです。肥培管理も非常によく、良好なところでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

平成30年1月の総会日程を協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4、平成29年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

まず、次回の総会日時につきましては、先月の総会で12月26日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室にて開催されることが決定したところでございます。

まず1点目として、1月の開催日時につきましては、1月31日水曜日午後4時から、会場はこちら、区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。

また、来月12月の総会開始時間につきましては、午後3時からを午後1時からに変更していただきたくご協議お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

真鍋委員 場所は区役所ですか。

事務局 会場変更ございません。

高橋会長 それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、12月の開催時間を早めて午後1時からとすること、1月の開催日時については原案のとおりでよろしいということで、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、一般社団法人東京都農業会議の候補者の推薦についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてでございます。

まず、こちらの農業功労者表彰の制度について説明させていただきますと、世田谷区農業委員会の上部団体であります一般社団法人東京都農業会議において定められたものであり、地域の農業が地域の住民に新鮮な食料や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への役割を果たしている中、地域農業に尽力されてきた農業者に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が送られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰におきましては、世田谷区農業委員会におきましては毎年1人ずつ推薦させていただいている中で、JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順にご推薦をいただいている中で、今年度はJA東京中央千歳管轄内からご推薦いただいているところでございます。なお、被推薦者及び内容につきましては資料をご確認いただければと思いますが、表彰につきましては、来年2月22日木曜日、瑞穂町にて開催される第59回東京都農業委員・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 以上で協議事項は終了といたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(5)について事務局から説明願います。

事務局 事務局から報告をさせていただきます。

まず、資料No.6をご覧くださいと思います。今月、11月11日土曜日に開催されました第125回世田谷の花展覧会及び裏面の12日日曜日に開催されました第47回世田谷区農業祭の特別賞入賞者のご報告でございます。

まず表面、花展覧会における出品点数は、例年よりも多く525点、農業祭における出品点数につきましては、夏から秋にかけての天候不順の影響もございまして、昨年よりも減の357点の出品がございました。ご出品いただきました農業委員の皆様につきましては、まことにありがとうございました。受賞一覧は次のとおりです。

めでたく受賞された皆さんにつきましては、12月14日木曜日に三軒茶屋スカイキャロットにて開催される表彰式にて表彰されることとなっており、農業委員会会長賞につきましては高橋会長から授与いただくことになっております。よろしく願いいたします。

来年も4月に花展覧会、6月に夏季農産物品評会が開催される予定でございますので、引き続きご出品につきましてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.7に移らせていただきます。一般社団法人東京都農業会議顕彰事業における各受賞者の決定についてのご報告でございます。詳細は資料をご覧ください。

なお、受賞された方々につきましては、来年2月22日に瑞穂町にて開催される第59回東

京都農業委員・農業者大会において表彰されることになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。このたびはおめでとうございました。

それでは、資料No.8に移らせていただきます。平成29年度世田谷区認定農業者及び認証農業者一覧のご報告でございます。

まず、資料No.8の中で制度の部分について簡単に説明させていただきますと、世田谷区においてみずから農業経営改善に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を今後の区内農業の牽引役となる認定農業者または認証農業者と位置づけているところでございます。なお、認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、まず、認定農業者につきましては、国の農業経営基盤強化促進法に基づいて認定されており、5年後の農業所得の目標が300万円以上であること。また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。平成21年度から本制度が始まった中で、今回は平成24年に認定、認証を受けて、5年満期を迎え、改めて認定、認証を受けようと申請された農家さん、また、新たに認定、認証を受けようと申請された農家さんも含め、認定農業者につきましては14経営体22名、認証農業者につきましては7経営体10名の申請があったところでございます。

また、今回の特徴として、認証農業者であった方が今回のタイミングで認定農業者にレベルアップされるケースが多いこと、また、新規、更新も含め、家族経営協定を結ばれるケースも多いことが挙げられます。

申請のあった農業経営改善計画書をもとに、11月14日に開催された審査会において、農業委員会会長である高橋会長が審査会の会長として、また、宍戸職務代理が審査会の副会長としてご審査いただいたところでございます。

なお、今回、認定・認証農業者になられた皆様におかれましては、12月14日に開催される交付式において認定書、認証書が授与されることになっております。

最後に、今回の結果を反映した上での区内における認定農業者は47経営体69名、認証農業者につきましては33経営体43名になりましたことを合わせてご報告させていただきます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。ふれあい農園「多肉植物の寄せ植えづくり」の開催についてでございます。今回は世田谷ファームにて開催される中で、所在地、開園日時、参加費、申込方法、周知方法等につきましてはご覧のとおりでございますので、ご承知おきいただければと思います。

また、ふれあい農園「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてのご案内でございます。こちらの所在地は先ほどの世田谷ファームの隣、開園日時、参加費、申込方法、周知方法につきましてはご覧のとおりでございますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、資料No.10をご覧いただければと思います。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについてのご案内でございます。

参考までに、農業体験農園とはどういうものを申し上げさせていただきますと、農家さんがみずから開設し、耕作の主導権を持って経営管理している農園でございます。その中で、園主が決定する日程表及び作付計画表に従って区民の方が農作業を行うので、好きなものを作ることができないといった特徴があるということをご簡単に補足説明させていただきます。先々月の農業委員会総会でもご審議いただいた区民農園につきましては、区民の方が自由に作付できるという部分で、農家さんがやる農業体験農園とはちょっと違ったものであるということをご承知おきいただければと思います。

農業体験農園のご案内の中で、今回につきましては千歳台体験農園ほか3園ということでご案内させていただいています。所在地、募集区画、利用期間、利用料金、申込方法等につきましてはご案内のとおりでございますので、ご承知おきいただければと思います。

駆け足でございましたが、事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 これで予定案件は全て終了となりました。

その他、全般的な事項についてご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

事務局 資料No.11についても報告させていただきます。お手元の資料No.11をご覧いただければと思います。都内産農畜産物の放射性物質検査の報告でございます。

今回につきましては、11月2日及び11月16日ということで都内産農畜産物の報告をさせていただいている中で、全て問題なしということでございましたので、ご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、宍戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者 あいさつ)

午後4時12分閉会